

証券コード2928
平成28年6月3日

株 主 各 位

東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
健康コーポレーション株式会社
代表取締役社長 瀬 戸 健

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、平成28年6月17日（金曜日）午後6時までには到着するようご送付頂きたいをお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成28年6月20日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿2丁目7番2号
ハイアットリージェンシー東京 地下1階「センチュリールーム」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

会場変更 本総会は、昨年と開催場所を変更しております。
末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

3. 会議の目的事項

報告事項 第13期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 持株会社体制への移行に伴う新設分割計画承認の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、【事業報告】の「主要な営業所及び工場」、「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」、「会社の体制及び方針」、【計算書類】の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.kenkoucorp.co.jp/>）への掲載をもって、株主の皆様に対する書面の提供とみなさせていただきます。
 3. 事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<http://www.kenkoucorp.co.jp/>）に修正後の事項を掲載させていただきますのでご了承ください。
 4. 定時株主総会終了後、会社説明会の開催を予定しておりますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。

(提供書類)

事業報告

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

当社は、有価証券報告書提出会社ですが、当事業年度は会社法上の大会社ではありませんので、連結計算書類の作成義務はありません。したがって、事業報告のうち連結情報に係わる内容につきましては、参考情報であります。

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府による景気対策や日銀の金融緩和を背景に企業収益や雇用情勢に改善の動きがみられ緩やかな回復基調が続いておりますが、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがあります。

このような経営環境のもと、当社グループは、M&Aにより拡大したグループ各社との事業シナジーの最大化に取り組むとともに、成長事業への投資と当社最大の強みである広告宣伝を活かした販売支援によって成長が見込まれる事業領域へのグループ拡大を推進しました。第2四半期連結会計期間には北斗印刷株式会社、第4四半期連結会計期間には株式会社タツミプランニングが当社グループ入りしました。

当社グループは、「自己投資産業No.1」をグループビジョンとして掲げ、美容・健康関連事業、アパレル関連事業、住関連ライフスタイル事業、エンターテイメント事業を展開しており、平成27年2月12日に公表した中期経営計画「COMMIT 2020」において、平成33年3月期の連結売上高3,000億円、営業利益350億円の数値目標達成に向けて今後飛躍的な既存事業の成長・新規事業・事業提携に加え、M&Aによる業容拡大も行う方針をとっております。

既存事業においては、パーソナルトレーニングジム「RIZAP」を中心とした美容・美容関連事業が業績の牽引役となっております。新規事業においては、RIZAPイノベーションズ株式会社が自己投資分野における事業の開発に取り組んでおり、「RIZAP GOLF」が好調に推移しております。事業提携においては当社及びRIZAP株式会社は、SBIホールディングス株式会社とヘルスケアサービスの共同開発等を、ソフトバンク株式会社とヘルスケア及びICT（情報通信技術）領域における新サービス共同開発を進めてまいりました。当社は、アリババ株式会社と越境ECにおける当社グループ商品販売及びマーケティングを開始いたしました。また当社プロデュースによる「RIZAP」TVCMは多くの反響があり、2015年度の好感

度ランキングで総合第3位（CM総合研究所調べ）を獲得しておりますが、更なる集客力向上のため、当社及びRIZAP株式会社は、株式会社電通九州と先進的マーケティングに関する業務提携を行ってまいります。

売上高は、RIZAP株式会社が大幅に成長し、前年対比ほぼ2倍となり貢献したものの、上場子会社であるSDエンターテイメント株式会社及び夢展望株式会社が予算未達となりました。また、期初に予定していたM&Aは条件交渉により、価格面で時価を大幅に下回るディスカウントに成功しておりますが、平成28年4月以降に時期がずれることとなりました。

利益面において、RIZAP株式会社が大幅な先行投資を行ったにも関わらず、前期に比べ収益性がさらに向上し、想定を上回る営業利益を計上し、過去最高の営業利益となったため、夢展望株式会社やSDエンターテイメント株式会社の予算未達分を補い、連結営業利益予想を達成するとともに、想定どおりの連結経常利益となりました。一方、特別損失として主にSDエンターテイメント株式会社の建物及び土地、株式会社Xioのソフトウェア等、夢展望株式会社のソフトウェア等の減損損失を計上いたしました。

①当社の状況

当社の収益は、化粧品・美容機器の販売、健康食品販売、グループ各事業会社からの販売支援料、受取配当金及び経営指導料によっております。当事業年度の売上高は13,639百万円（前事業年度は12,586百万円）、営業利益は1,437百万円（前事業年度は1,128百万円）、経常利益は1,393百万円（前事業年度は1,193百万円）、当期純利益は609百万円（前事業年度は857百万円）となりました。

②当社グループの状況

以上の結果、当連結会計年度における売上高は55,448百万円（前年同期比41.8%増、前連結会計年度は39,101百万円）、営業利益は5,066百万円（前年同期比140.3%増、前連結会計年度は2,108百万円）、経常利益は4,639百万円（前年同期比138.4%増、前連結会計年度は1,946百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,466百万円（前年同期比50.7%増、前連結会計年度は1,636百万円）となりました。

事業のセグメント別の業績は次のとおりであります。

(美容・健康関連事業)

美容・健康関連事業のRIZAP株式会社は、当社プロデュースによる積極的な広告宣伝活動が奏功し、新規獲得会員数を更に伸長させたことにより累計会員数は5万人を超え、国内店75店舗、海外店6店舗となり、業容を拡大いたしました。また、RIZAPのサービスを生涯にわたってご利用いただくライフサポートプランを新設し、継続的にご利用するお客様が大幅に増加傾向にあります。さらに、RIZAP株式会社の新規事業としてスコアアップコミット型ゴルフスクール「RIZAP GOLF」を平成27年9月末に六本木にオープン後、想定を大幅に超える反響を受け、全国的に大規模展開していくことを決定し、準備を進めてまいりました。

美容・健康関連事業における当社通販事業におきましては、美容・スキンケアカテゴリの「どろあわわ」は平成27年11月に新ブランド『DOROwa (ドロワ)』にブランドリニューアルを行いました。今後さらに、客単価の向上や新商品開発に注力してまいります。また、機器・グッズカテゴリの「エステナード」シリーズより新商品「エステナードリフティ」「エステナードパーフェクトリフトジェル」を平成28年2月に発売し、健康食品カテゴリの「ひとてまい」のリニューアルを平成28年2月に行い、今後の販売拡大に注力してまいります。さらには、当社は、アリババ株式会社と越境ECにおける当社グループ商品販売及びマーケティングを開始し、今後拡大してまいります。

以上の結果、美容・健康関連事業での売上高は29,494百万円（前年同期比45.5%増、前連結会計年度は20,269百万円）、営業利益は5,634百万円（前年同期比152.5%増、前連結会計年度は2,218百万円）となりました。

(アパレル関連事業)

アパレル関連事業は、マタニティウェアや出産内祝いギフト等を販売する株式会社エンジェリーベ、婦人服を企画、製造販売する株式会社馬里邑、婦人服及び紳士服を企画、販売する株式会社アンティローザ、婦人服の企画、販売を行う夢展望株式会社が事業を行っております。

株式会社エンジェリーベは2年前に廃止したマタニティカタログ販売に伴う大幅なコスト削減等の収益構造の改善に加え、マタニティ事業及びギフト事業が好調に推移し、営業黒字転換いたしました。平成28年3月には日本企業初のサイトリンク型での出店販売となる「エンジェリーベ天猫国際旗艦店」を開設、中国越境ECを開始し、今後は成長に向けて加速

してまいります。株式会社馬里邑は予算未達となり、厳しい状況が継続したため、経営改革に着手し、来期に向けた収益構造の改善に取り組みました。株式会社アンティローザは「アンティローザホリデー」が想定を上回る反響があり、好調に推移し、今後当ブランドの大幅な拡大に向けて成長戦略を策定してまいります。夢展望株式会社はターゲット顧客層の絞り込みを目的としたブランド戦略の見直しを行い、競合の少ないカテゴリー商品の取扱量を増やす戦略を進め、さらに有名タレントの起用によりブランドイメージの刷新にも努めてまいりました。しかしながら、これらの戦略の成果が必ずしも見出せない状況が続き、売上高は計画を大きく下回ることとなりました。このような状況を鑑みて、業績不振からの早期脱却を果たすべく構造改革を進め、不良在庫及び販売費一般管理費の削減を行いました。また、既存顧客層から大幅に新規顧客層を開拓すべく先行投資としてリブランディングを行い、次期の業績回復に向けた利益体質への転換に大きく手応えを感じております。

以上の結果、アパレル関連事業での売上高は9,206百万円（前年同期比84.0%増、前連結会計年度は5,003百万円）、営業損失は438百万円（前連結会計年度は100百万円の営業損失）となりました。

（住関連ライフスタイル事業）

株式会社アイデアインターナショナルは住関連ライフスタイル商品の企画・開発及び販売を行っております。インテリア雑貨において、キッチン家電を中心としたインテリア商品ブランド「ブルーノ」が好調に推移し、中でも「ホットプレート」は引き続き計画以上に売上を伸ばしております。またトラベル商品ブランド「ミレスト」は新たに「トラベルショップミレスト」が2店舗、トラベルショップの新業態「トラベルスタイルバイミレスト」が5店舗加わったこともあり、売上を伸ばしております。

さらに、平成28年2月にグループ入りをしました株式会社タツミプランニングは、注文住宅やリフォームを手がけており、2015年にグッドデザイン賞を獲得するなど、専属デザインチームによる設計・デザインは高い評価を得ており、RIZAP株式会社や株式会社アイデアインターナショナルとの提携によるトータルデザイン住宅サービスを展開してまいります。

以上の結果、当連結会計年度におきましては、売上高は8,419百万円（前年同期比51.1%増、前連結会計年度は5,572百万円）、営業利益は262百万円（前年同期比507.9%増、前連結会計年度は43百万円）となりました。

（エンターテイメント事業）

エンターテイメント事業は、SDエンターテイメント株式会社及び株式会社Xio等が事業を行っております。

SDエンターテイメント株式会社はGAME事業部において、他社からの営業引継ぎ出店を行いながら、パソコンやスマートフォンでプレイできる通称「ネットキャッチャー」事業を開始し、新たな収益源とする布石を打ちましたが、業界全体の低迷に加え、店舗の閉鎖や一部改装のための休業による影響を受けました。フィットネス事業部においては、飛躍をもくろんでいたグループレッスンを中心とする新規ダイエットプログラムの開発・展開が結果的に失敗に終わりましたが、10月より店名変更一周年の入会キャンペーンを実施したことに加え、3ヶ月以内の入会者に無料のサポートシステムを強化することで、入会者の初期定着率の向上を図りました。ボウリング事業部においては、ボウリング教室を強化したことに加え、渉外活動の強化により、予約団体が好調に推移しました。また、平成27年7月1日より介護事業と通信事業を営む株式会社フォーユー及びその子会社を連結子会社にしたことで、業容の拡大を行ってまいりましたが、主要事業である介護事業・通信テレマーケティング事業ともに、事業立て直しが遅れたため、平成28年3月には単月黒字転換したものの、営業利益の押し下げ要因となりました。

株式会社Xioは「超銀河飛球コズミックボール」は予算未達となり、平成28年3月にゲーム関連事業のコンテンツを外部に販売いたしました。

以上の結果、当連結会計年度におきましては、売上高は9,290百万円（前年同期比2.0%減、前連結会計年度は9,484百万円）、営業利益は234百万円（前年同期比31.0%減、前連結会計年度は339百万円）となりました。

なお、セグメント間の内部売上高961百万円、親会社である当社の管理部門費用等、各事業部門に配賦不能なセグメント利益の調整額627百万円があるため、グループ全体としての売上高は55,448百万円、営業利益は5,066百万円となりました。

③当社の売上高の状況は次のとおりであります。

売 上 高	第12期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	第13期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
美容・健康関連事業 (千円)	12,334,311	13,053,254
経営指導料 (千円)	180,008	164,340
関係会社受取配当金 (千円)	72,000	421,659
合 計 (千円)	12,586,319	13,639,253

④当社グループの事業別セグメントの売上高の状況は次のとおりであります。

事業セグメント	第12期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	第13期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
美容・健康関連事業 (千円)	20,269,419	29,494,088
アパレル関連事業 (千円)	5,003,920	9,206,248
住関連ライフスタイル事業 (千円)	5,572,533	8,419,351
エンターテイメント事業 (千円)	9,484,979	9,290,639
(セグメント間の内部売上高) (千円)	△1,228,979	△961,513
合 計 (千円)	39,101,873	55,448,814

(2) 対処すべき課題

当社は、純粋持株会社制に移行する予定です。通販事業に関しては新たに設立する健康コーポレーション株式会社が継承し、主力事業と位置づける美容・健康関連事業の更なる基盤強化に向けた諸施策を実行するとともに、グループシナジーを最大化し、持続的成長が可能な体制の構築に努めてまいります。具体的には、以下のとおりです。

①消費者ニーズの変化に対応する新商品の開発

多様化する消費者ニーズ、異業種からの参入による競争激化等に対応するため、常に消費者ニーズに合致した新商品の企画開発に努め、商品ラインアップの充実と各商品のライフサイクルの段階に応じた新商品の投入の強化を図ってまいります。

②リピート顧客の育成

当社が安定的な利益を生み出すためには、新規顧客だけでなく継続的に商品をご購入いただくリピート顧客の獲得が重要となります。当社は、新規にご購入いただいたお客様にリピートしていただくため、コールセンターによるフォローコールや、コミュニケーションツールとしてのショッピングサイトの構築等、顧客満足度の向上に努め、リピート顧客＝ファン顧客の獲得・拡大に取り組んでまいります。

③マーケティングの強化

当社の通販事業において、売上全体に占める広告宣伝費の割合は高く、新規顧客獲得のための広告宣伝活動は非常に重要であります。当社は、費用対効果の高い広告宣伝媒体・手法を常に開拓し、顧客獲得コストの最適化を図ってまいります。

④コンプライアンス体制の強化

当社は、通信販売を行っており、大量に個人情報収集・保有しております。よって個人情報保護管理の徹底を図るため、引き続き管理体制の強化に努めてまいります。

また、当社は各種事業を営むにあたり「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「食品衛生法」、「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）」、「製造物責任法（PL法）」等、多くの法的規制を受けており、関係部門で関係諸法令のチェック体制を常に整備しておく必要があります。

今後も、コンプライアンス体制の充実に積極的に取り組んでまいります。

⑤グループシナジーの活用

当社は、健康を願う全ての人々の健康に貢献したいという考えのもと、当社事業との親和性の高い企業を子会社化し、グループを拡大してまいりました。今後は個々の事業会社の強みを活かしながら、グループ会社間でのシナジーを最大限に発揮するための企業間連携を更に強め、グループ全体での売上・利益拡大の実現に向け取り組んでまいります。

⑥M&A等による外部成長の推進

広告宣伝ノウハウに強みを持つ当社を軸とした、既存事業の周辺でシナジーが発揮できる事業領域へのM&Aを積極的に実行し、競争力の強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達状況

当社の、当事業年度における主な資金調達の状況につきましては、金融機関から4,146,000千円調達いたしました。

また、当社は平成27年2月12日付で第1回乃至第3回新株予約権を発行し、当事業年度にそのうち一部行使が行われ、2,536,462千円を調達いたしました。

(4) 設備投資等の状況

- ① 当社の、当事業年度における設備投資総額は24,963千円です。その主たるものは、建物及び付属設備24,068千円、工具器具備品895千円に対する投資であります。
- ② 当社グループの、当連結会計年度における設備投資総額は1,439,596千円です。その主たるものは、美容・健康関連事業における建物及び付属設備354,314千円、工具器具備品333,434千円に対する投資、エンターテイメント事業における建物118,275千円、機械装置に対する投資160,168千円であります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第10期 平成25年3月期	第11期 平成26年3月期	第12期 平成27年3月期	第13期(当期) 平成28年3月期
売 上 高	8,768,993千円	9,129,194千円	12,586,319千円	13,639,253千円
経 常 利 益	656,111千円	988,955千円	1,193,713千円	1,393,404千円
当 期 純 利 益	491,353千円	1,794,210千円	857,069千円	609,997千円
1株当たり当期純利益	3.98円	14.54円	6.94円	4.81円
総 資 産	6,942,180千円	10,069,765千円	13,616,747千円	18,797,238千円
純 資 産	2,650,379千円	4,405,282千円	5,110,156千円	7,946,314千円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は平成24年10月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割、平成27年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割、平成27年5月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

②当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	第10期 平成25年3月期	第11期 平成26年3月期	第12期 平成27年3月期	第13期(当期) 平成28年3月期
売 上 高	17,840,436千円	23,910,298千円	39,101,873千円	55,448,814千円
経 常 利 益	941,312千円	1,303,928千円	1,946,567千円	4,639,935千円
親会社株主に帰属する当期純利益	402,109千円	2,698,305千円	1,636,474千円	2,466,302千円
1株当たり当期純利益	3.26円	21.86円	13.26円	19.44円
総 資 産	11,469,316千円	27,948,697千円	39,294,701千円	54,293,737千円
純 資 産	2,652,999千円	5,675,540千円	7,486,236千円	12,537,827千円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 当社は平成24年10月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割、平成27年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割、平成27年5月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況 (平成28年3月31日現在)

①重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主な事業内容
RIZAP 株 式 会 社	10,000千円	100.0% ※1	フィットネス事業
株式会社ジャパングャルズ	20,000千円	100.0%	美容機器・健康機械器具等の販売事業、化粧品等の製造・販売事業
株式会社ジャパングャルズSC	100,000千円	[100.0%]	化粧品の製造、販売及び輸出入、健康補助食品の製造、販売及び輸出入、美容機器及び健康機械器具の販売事業
株式会社エーエーディ	30,000千円	100.0%	商業デザインの企画・制作、写真業、印刷業、広告業
北 斗 印 刷 株 式 会 社	15,000千円	100.0%	商業デザインの企画・制作、写真業、印刷業、広告業
健康コミュニケーションズ株式会社	1,000千円	100.0%	コールセンター事業
株式会社エンジェリーベ	10,000千円	100.0%	マタニティ関連商品、内祝いギフト関連商品等の販売
株 式 会 社 馬 里 邑	10,000千円	100.0%	婦人服の企画、製造及び販売
株式会社アンティローザ	30,000千円	100.0%	婦人服及び紳士服の企画及び販売
夢 展 望 株 式 会 社	100,000千円	73.5%	婦人服の企画、製造及び販売
夢新開発 (香港) 有限公司	10,020千香港 ドル	[100.0%]	玩具・雑貨の卸売販売
夢展望貿易 (深圳) 有限公司	6,946千人民元	[100.0%]	生産管理及び業務受託
株式会社アイデアインターナショナル	58,256千円	65.5% [5.2%]	住関連ライフスタイル商品に関するオリジナル商品の企画・開発・販売、及びセレクトブランド商品の販売
株式会社タツミプランニング	50,000千円	96.0%	住宅新築事業、リフォーム事業、メガソーラー事業

会 社 名	資本金	議決権比率	主な事業内容
SDエンターテイメント株式会社	155,403千円	61.2%	GAME事業、フィットネス事業、ボウリング事業、カフェ事業、シネマ及びテナント事業
エムシーツ株式会社	10,000千円	[100.0%]	テレマーケティングサービス・コールセンター事業、ソフトウェア販売事業等
ITグループ株式会社	1,000千円	[100.0%]	テレマーケティングサービス・コールセンター事業
ITネクスト株式会社	8,000千円	[100.0%]	ブロードバンド等通信サービスの販売取次業務
IT Telemarketing株式会社	500千円	[100.0%]	ブロードバンド等通信サービスの販売取次業務
株式会社フォーユー	3,000千円	[100.0%]	介護事業
株式会社フィリア	5,000千円	[100.0%]	介護事業、通信事業
ミウ・コスメティックス株式会社	10,000千円	100.0%	介護事業
株式会社 Xio	10,000千円	99.5% [0.3%]	ゲームソフトの受託開発事業、受託運営事業、共同開発事業及び自社開発運営事業

- (注) 1.議決権比率の〔内書〕は、間接所有割合であります。
- 2.SDエンターテイメント株式会社へ平成27年5月12日付で、エムシーツ株式会社及び同社子会社ITグループ株式会社、ITネクスト株式会社、IT Telemarketing株式会社3社を事業譲渡しました。
- 3.SDエンターテイメント株式会社は、平成27年7月1日付で、株式会社フォーユー及び同社子会社株式会社フィリアを子会社といたしました。
- 4.平成27年7月10日付で、子会社として健康コミュニケーションズ株式会社を設立しました。
- 5.平成28年2月23日付で、株式会社タツミプランニングを子会社としました。
- 6.株式会社エーエーディは、平成28年4月1日をもって北斗印刷株式会社と合併し、消滅しております。
- ※ 1.RIZAP株式会社の議決権の所有割合は99.99%のため小数第2位を四捨五入しております。

②特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

① 当社は、化粧品・美容機器販売、健康食品販売のほか、当社グループの中長期経営戦略の立案・遂行、グループ各社の事業戦略実行支援・事業活動の管理を行っております。

② 当社グループは、美容・健康関連事業、アパレル関連事業、住関連ライフスタイル事業、エンターテイメント事業を主要な事業としております。

美容・健康関連事業においては、化粧品・美容機器の製造・販売のほか、健康食品等の販売やフィットネス事業、又、これらの事業をサポートするコールセンター事業及び印刷物の制作を行っております。

アパレル関連事業においては、マタニティウェアや出産内祝いギフト等の販売事業並びに婦人服・紳士服の企画、製造及び販売を行っております。

住関連ライフスタイル事業においては、住関連ライフスタイル商品に関するオリジナル商品の企画・開発・製造・販売及びセレクトブランド商品の販売事業を行っております。又、住宅の新築・リフォーム事業及びメガソーラー事業を行っております。

エンターテイメント事業においては、GAME事業、フィットネス事業、ボウリング事業、カフェ事業、シネマの運営及びテナント賃貸事業を行っております。

(8) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

①当社の従業員の状況

従業員数	前年比	平均年齢	平均勤続年数
176名	+44名	35.4歳	2.6年

②当社グループの従業員の状況

当社グループ24社の合計従業員数は、1,315名（臨時従業員を除く）であります。前連結会計年度末に比べ従業員数が、180名増加しております。これは、当社及びRIZAP株式会社の事業拡大に伴う増員並びに株式会社タツミプランニング、北斗印刷株式会社、株式会社フォーユー及び株式会社フィリアが連結子会社となったことによる増加の一方、アパレル関連事業の人員適正化に伴う減少によるものです。

(9) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

当社の主要な借入先及び借入額は、以下のとおりであります。

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,440,514千円
株式会社関西アーバン銀行	1,153,900千円
株式会社りそな銀行	985,000千円
三菱東京UFJ銀行	757,500千円
株式会社八千代銀行	664,982千円

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

①当社は、平成28年3月24日開催の取締役会決議に基づき、株式会社日本文芸社株式を取得し子会社化しました。内容の詳細につきましては、個別注記表（重要な後発事象に関する注記）をご参照ください。

②当社は、平成28年4月28日開催の取締役会決議に基づき、株式会社三鈴株式を取得し、子会社化しました。内容の詳細につきましては、個別注記表（重要な後発事象に関する注記）をご参照ください。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	200,000,000株
(2) 発行済株式の総数	127,436,000株
(3) 株主数	41,827名
(4) 大株主	

株主名	持株数	持株比率
C B M 株式会社	44,343,600株	34.8%
瀬戸健	37,514,000株	29.4%
瀬戸早苗	5,808,400株	4.6%
鈴木伸子	868,800株	0.7%
松村元	662,800株	0.5%
松村京子	566,400株	0.4%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	511,100株	0.4%
松井証券株式会社	340,700株	0.3%
瀬戸誠	308,400株	0.2%
健康コーポレーション役員持株会	293,600株	0.2%

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	瀬戸 健	RIZAP株式会社代表取締役 株式会社エンジェリーベ代表取締役 RIZAPイノベーションズ株式会社代表取締役 株式会社イデアインターナショナル取締役 SDエンターテイメント株式会社取締役
取 締 役	加藤 健生	経理財務部管掌 株式会社ジャパングャルズSC取締役 株式会社イデアインターナショナル取締役 株式会社アンティローザ取締役 株式会社タツミプランニング取締役
取 締 役	香西 哲雄	管理部管掌 株式会社エンジェリーベ取締役 株式会社馬里邑取締役 SDエンターテイメント株式会社取締役 株式会社エーエーディ取締役 北斗印刷株式会社取締役 株式会社Xio監査役 株式会社タツミプランニング取締役
取 締 役	瀬戸 早苗	通販事業部管掌 株式会社ジャパングャルズ取締役 RIZAP株式会社取締役
取 締 役	森 正人	株式会社イデアインターナショナル代表取締役
取 締 役	新 将命	株式会社国際ビジネスブレイン代表取締役 株式会社グローバル・リンケージ取締役 株式会社イースクエア取締役 株式会社ティーガイア取締役 小林産業株式会社取締役
常勤監査役	大谷 章二	株式会社ジャパングャルズ監査役 株式会社ジャパングャルズSC監査役 株式会社エンジェリーベ監査役 RIZAP株式会社監査役 株式会社馬里邑監査役 株式会社アンティローザ監査役 株式会社タツミプランニング監査役
監 査 役	小 柏 晋 一	小柏司法書士事務所所長
監 査 役	近 田 直 裕	近田公認会計士事務所所長 興亜監査法人代表社員 株式会社エーエーディ監査役

- (注) 1. 取締役瀬戸早苗は、代表取締役社長瀬戸健の配偶者であります。
2. 監査役大谷章二、小柏晋一及び近田直裕は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、札幌

証券取引所に独立役員として届け出ております。

3. 監査役近田直裕は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員 (名)	支給額 (千円)
取 締 役 (うち社外取締役)	5 (一)	96,472 (一)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	10,200 (10,200)
合 計	8	106,672

(注) 平成17年6月29日の定時株主総会の決議による取締役報酬 (使用人兼務取締役の使用人分給与は除く) は年額3億円以内、監査役報酬は年額3,000万円以内であります。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

- ・ 監査役大谷章二は、株式会社ジャパングャルズ、株式会社ジャパングャルズSC、株式会社エンジェリーベ、RIZAP株式会社、株式会社馬里邑、株式会社アンティローザ及び株式会社タツミプランニングの監査役を兼務しております。
- ・ 監査役小柏晋一は、小柏司法書士事務所所長であります。当社と当該他の事務所との関係で記載すべき当該事項はありません。
- ・ 監査役近田直裕は、近田公認会計士事務所所長及び興亜監査法人代表社員であります。当社と当該他の事務所及び監査法人との関係で記載すべき当該事項はありません。また、株式会社エーエーディの監査役を兼務しております。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
監 査 役	大 谷 章 二	第13期に開催された取締役会33回中、31回出席、監査役会14回全てに出席し、適宜必要な指摘・意見を述べております。
監 査 役	小 柏 晋 一	第13期に開催された取締役会33回中、24回出席、監査役会14回全てに出席し、適宜必要な指摘・意見を述べております。
監 査 役	近 田 直 裕	第13期に開催された取締役会33回中、24回出席、監査役会14回中、13回に出席し、適宜必要な指摘・意見を述べております。

本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

本事業報告中の当社グループに関する事項は、当社連結グループについて記載しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(流動資産)	10,936,781	(流動負債)	5,787,665
現金及び預金	4,146,020	買掛金	134,178
売掛金	3,161,468	未払金	2,519,841
商品	414,477	未払費用	106,293
貯蔵品	36,469	賞与引当金	74,509
前払費用	986,943	返品調整引当金	16,696
繰延税金資産	108,222	リース債務	104,444
短期貸付金	1,449,740	1年内返済予定の長期借入金	1,913,713
立替金	682,841	1年内償還予定の社債	714,000
未収入金	14,167	未払法人税等	115,883
その他	420,474	未払消費税等	31,319
貸倒引当金	△484,044	その他	56,785
(固定資産)	7,802,471	(固定負債)	5,063,257
(有形固定資産)	474,231	長期借入金	2,857,404
建物及び附属設備(純額)	352,566	社債	1,859,000
車両運搬具(純額)	0	リース債務	165,407
工具、器具及び備品(純額)	117,803	退職給付引当金	38,497
建設仮勘定	3,862	長期未払金	142,948
(無形固定資産)	337,379	(負債の部合計)	10,850,923
ソフトウェア	242,844	純 資 産 の 部	
ソフトウェア仮勘定	82,287	(株主資本)	7,945,454
その他	12,247	(資本金)	1,400,750
(投資その他の資産)	6,990,860	(資本剰余金)	1,490,000
関係会社株式	6,635,465	資本準備金	1,448,422
出資金	30	その他資本剰余金	41,578
長期貸付金	100,000	(利益剰余金)	5,054,703
繰延税金資産	8,645	その他利益剰余金	5,054,703
敷金及び保証金	240,202	繰越利益剰余金	5,054,703
その他	6,517	(新株予約権)	860
(繰延資産)	57,985	(純資産の部合計)	7,946,314
社債発行費等	57,985	負債及び純資産の部合計	18,797,238
資産の部合計	18,797,238		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	13,639,253
売上原価	1,275,607
売上総利益	12,363,646
販売費及び一般管理費	10,926,455
営業利益	1,437,191
営業外収益	
受取利息	21,651
受取賃借料	54,913
その他	1,952
合計	78,517
営業外費用	
支払利息	97,810
その他	24,493
合計	122,304
経常利益	1,393,404
特別利益	
関係会社株式売却益	427,001
特別損失	
減損損失	308,470
関係会社株式売却損	387,605
その他	167,734
合計	863,809
税引前当期純利益	956,595
法人税、住民税及び事業税	245,196
法人税等調整額	101,401
当期純利益	609,997

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

健康コーポレーション株式会社
取締役会 御中

東邦監査法人

指定社員	公認会計士	小宮直樹	㊞
業務執行社員			
指定社員	公認会計士	矢崎英城	㊞
業務執行社員			

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、健康コーポレーション株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年4月18日に株式会社日本文芸社株式を取得し、子会社とした。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年4月28日に株式会社三鈴株式を取得し、子会社とした。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年4月18日開催の取締役会において、株式会社パスポートの実施する第三者割当増資を引き受けること及び同社を子会社化することを決議した。
4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年4月28日開催の取締役会において、マルコ株式会社の実施する第三者割当増資を引き受けること及び同社を子会社化することを決議した。
5. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は子会社であるRIZAP株式会社が実施する第三者割当増資をマルコ株式会社が引受ける契約を同社と締結した。
6. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年5月16日開催の取締役会において、平成27年3月2日に発行した新株予約権について、取得日において残存する第2回及び第3回の新株予約権の全部について取得及び消却することを決議した。
7. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年5月16日開催の取締役会において、株式会社エンパワープレミアム株式の一部を取得し、子会社化することを決議した。
8. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年5月16日開催の取締役会において、新設分割により持株会社制に移行することを決議した。

上記の事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査役報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室等その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社の主要な事業部門において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査室等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めるなどの方法により監査いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等との意思疎通及び情報の交換を図り、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人との連携を深めるために四半期ごとに内部監査室、経理財務部を含めて情報交換や意見交換の強化に努めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及びその結果は相当であると認めます。

平成28年5月25日

健康コーポレーション株式会社 監査役会

常勤監査役	(社外監査役)	大 谷 章 二	Ⓔ
監 査 役	(社外監査役)	小 柏 晋 一	Ⓔ
監 査 役	(社外監査役)	近 田 直 裕	Ⓔ

以 上

(ご参考)

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
(流動資産)	35,175,799	(流動負債)	27,010,963
現金及び預金	10,824,750	支払手形及び買掛金	1,792,446
受取手形及び売掛金	13,736,833	未払金	4,579,073
商品及び製品	5,897,204	短期借入金	4,240,147
仕掛品	1,169,204	1年内返済予定の長期借入金	4,634,653
原材料及び貯蔵品	435,259	リース債務	368,021
繰延税金資産	796,269	未払法人税等	1,648,253
未収還付法人税等	48,667	前受金	5,984,633
その他	3,242,008	賞与引当金	151,175
貸倒引当金	△974,399	返品調整引当金	81,054
		その他	3,531,504
(固定資産)	19,053,534	(固定負債)	14,744,946
(有形固定資産)	10,751,641	社債	4,730,000
建物及び構築物(純額)	5,705,211	長期借入金	7,624,431
機械装置及び運搬具(純額)	692,556	リース債務	589,759
土地	2,848,672	役員退職慰労引当金	8,549
その他(純額)	1,505,201	退職給付に係る負債	74,351
		繰延税金負債	104,434
		その他	1,613,420
(無形固定資産)	5,020,239	(負債の部合計)	41,755,909
のれん	4,330,733	純資産の部	
その他	689,505	(株主資本)	11,623,455
(投資その他の資産)	3,281,653	(資本金)	1,400,750
投資有価証券	140,513	(資本剰余金)	1,820,147
繰延税金資産	155,993	(利益剰余金)	8,402,558
その他	3,105,155	(その他の包括利益累計額)	△14,264
貸倒引当金	△120,008	その他有価証券評価差額金	△11,887
(繰延資産)	64,403	繰延ヘッジ損益	△735
		為替換算調整勘定	△1,641
		(新株予約権)	18,449
		(非支配株主持分)	910,186
		(純資産の部合計)	12,537,827
資産の部合計	54,293,737	負債及び純資産の部合計	54,293,737

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		55,448,814
売上原価		21,812,747
売上総利益		33,636,066
販売費及び一般管理費		28,569,891
営業利益		5,066,175
営業外収益		
受取利息及び配当金	8,256	
受取保険金	7,132	
その他	30,105	45,493
営業外費用		
支払利息	288,544	
その他	183,189	471,733
経常利益		4,639,935
特別利益		
保険解約益	115,989	
その他	24,675	140,665
特別損失		
固定資産除却損	95,202	
減損	565,809	
子会社株式売却関連費用	16,109	
その他	53,165	730,287
税金等調整前当期純利益		4,050,313
法人税、住民税及び事業税		1,722,621
法人税等調整額		14,675
当期純利益		2,313,017
非支配株主に帰属する当期純利益		△153,285
親会社株主に帰属する当期純利益		2,466,302

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当 期 首 残 高	132,518	221,769	6,245,096	6,599,384
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	1,268,231	1,268,231		2,536,462
剰 余 金 の 配 当			△308,840	△308,840
親会社株主に帰属する当期純利益			2,466,302	2,466,302
支配継続子会社に対する持分変動		330,146		330,146
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	1,268,231	1,598,377	2,157,462	5,024,071
当 期 末 残 高	1,400,750	1,820,147	8,402,558	11,623,455

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純 資 産 計 合
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	2,333	-	-	2,333	21,425	863,092	7,486,236
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行							2,536,462
剰 余 金 の 配 当						△18,573	△327,413
親会社株主に帰属する当期純利益							2,466,302
支配継続子会社に対する持分変動							330,146
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△14,220	△735	△1,641	△16,597	△2,976	65,667	46,093
当 期 変 動 額 合 計	△14,220	△735	△1,641	△16,597	△2,976	47,094	5,051,591
当 期 末 残 高	△11,887	△735	△1,641	△14,264	18,449	910,186	12,537,827

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

※ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書については、参考情報として記載しているものであり、会計監査人の監査を受けておりません。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株あたり7円60銭といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は968,513,600円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月21日といたしたいと存じます。

第2号議案 持株会社体制への移行に伴う新設分割計画承認の件

1. 新設分割を行う理由

当社は、「自己投資産業でグローバルNo.1ブランドとなる。」との経営目標を中期経営計画『COMMIT 2020』で掲げ、全ての人が、より“健康”に、より“輝く”人生を送るための「自己投資産業」を事業ドメインとして、世界中に高付加価値の商品・サービスを提供し続けることを使命として事業を推進してまいりました。

上記方針のもと、当社グループは圧倒的な成長速度で会員数5万名を突破した『RIZAP』や、『どろあわわ』などヒット商品を多数有する美容・健康食品の通販事業に加えて、『RIZAP GOLF』などRIZAPブランドでの新規事業を展開しております。また、M&Aによりアパレル関連事業、住関連ライフスタイル事業及びエンターテイメント事業を展開しております。さらに個別戦略として、『医療分野への進出』、『海外への本格進出』、『成長基盤の一層の強化』を掲げており、これに即したアクションを推進しております。

さらに「海外事業展開の加速化と国際財務報告基準（IFRS）の任意適用を行い、日本型のRIZAPサービスの現地化をさらに推進していく予定であり、また、日本・現地問わず、有力なパートナー会社との関係も強化し、展開のスピードを加速させる方針であります。RIZAP以外でも、当社の『どろあわわ』をはじめとした通販商品についてのアリババ株式会社との提携による越境EC販売、当社子会社である株式会社エンジェリーベによる越境EC販売の取組みの開始など、グループ全体で海外事業の加速化に取り組んでおります。

こうした中、『COMMIT 2020』で掲げた連結売上高3,000億円、営業利益350億円の目標達成を確実に実現していくためには、持株会社体制に移行し、グループ全体戦略の構築と実行、グループシナジーの最大限発揮、グループ全体の最適なリソース配分、M&Aを含む機動的な事業再編、コーポレート・ガバナンスの強化を図っていくことが必要と判断いたしました。

また、外部の有識者3名による経営諮問委員会を設置いたしました。有識者メンバーとして、竹中 平蔵氏、藤田 勉氏、松岡 真宏氏の3名にご就任いただき、当社のM&Aを中心とする経営戦略や真のグローバル企業になるべく大局的な成長戦略の策定における、経済・金融市場の見通しについて、客観的に、第三者的視点で経営陣に対して、助言・指導をいただくこととしております。さらに今後、当社グループ子会社においてRIZAPと親和性の高い新サービス・新商品の展開を加速してまいります。

加えて、持株会社体制への移行により、グループ管理体制を更に強化し、今後のグローバル展開において更なる信用を高めていくために、他市場への上場についても将来的に目指し、個人及び機関投資家を含めたより多くの投資家層の拡大につながるよう取り組んでまいります。

平成28年7月1日付で、当社を分割会社（「RIZAPグループ株式会社」に商号変更）とし、新たに設立する健康コーポレーション株式会社を新設会社とする分社型新設（管理部門を除く全ての事業を同社に承継、物的分割）を予定しています。なお、持株会社が上場を継続することとし、現在の当社の子会社等は、持株会社の子会社となる予定です。

株主の皆様には、何卒本趣旨にご賛同いただき、新設分割計画につきましてご承認賜りますようお願い申し上げます。

2. 新設分割計画の内容の概要

新設分割計画の内容の概要は以下のとおりです。

新設分割計画書（写）

当社（RIZAPグループ株式会社に商号変更予定。以下「分割会社」という。）は、分割会社の営む管理部門を除く全ての事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を新たに設立する株式会社（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）を行うにあたり、次のとおり新設分割計画を作成する。

1. 新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

- (1) 別紙「新設会社の定款」記載のとおりとする。
- (2) 新設会社の本店の所在場所は、東京都新宿区北新宿二丁目21番1号とする。

2. その他新設会社の定款に定める事項

別紙「新設会社の定款」記載のとおりとする。

3. 新設会社の設立時取締役の氏名及び設立時監査役の氏名

- (1) 設立時取締役 瀬戸健、加藤健生、香西哲雄
- (2) 設立時監査役 大谷章二

4. 新設会社が本件分割により分割会社から承継する権利義務に関する事項

(1) 新設会社が本件分割により分割会社から承継する資産、負債、契約その他の権利義務（以下「本件承継権利義務」という。）は、新設会社の成立の日（以下「新設会社成立日」という。）において本件事業に属する①棚卸資産及び②契約（雇用契約を除く。）における契約上の地位とする。ただし、棚卸資産の評価については、平成28年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに新設会社成立日前日までの増減を加除した上で確定する。

(2) 新設会社は、本件分割により、分割会社から、負債その他の債務を承継しない。

5. 新設会社が本件分割に際して発行する株式の数並びに新設会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項

(1) 新設会社が本件分割に際して発行する株式の数 200株

(2) 設立時資本金の額 金10百万円

(3) 設立時資本準備金の額 金0円

6. 分割期日

本件分割において新設会社を設立すべき日は、平成28年7月1日とする。ただし、手続きの進行に応じて必要あるときは、取締役会の承認を得てこれを変更することができる。

7. 分割会社の競業避止義務

分割会社は、新設会社に対し、本件事業に関して競業避止義務を負わない。

8. 条件の変更

分割会社は、本新設分割計画作成後、新設会社成立日に至るまでの間において、不可効力その他の事由により、分割会社の財政状態もしくは経営状態に著しい変動を生じたときは、本新設分割計画を変更しまたは本件分割を中止することができる。

9. 規定外事項

本計画書に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、分割会社がこれを決定するものとする。

以上

平成28年5月16日

東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

健康コーポレーション株式会社

代表取締役社長 瀬戸 健



健康コーポレーション株式会社 定款

第1章 総則

(商号)

第1条

当会社は、健康コーポレーション株式会社と称し、英文ではKenkou Corporation, Inc.と表示する。

(目的)

第2条

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 健康食品の製造、輸入、販売及びその仲介
- (2) 化粧品の研究開発、製造、輸入、販売及びその仲介
- (3) 食料品の製造及び販売
- (4) ハーブ・ビタミン・ミネラル類の補助食品の研究開発、製造、輸入、販売及びその仲介
- (5) 茶類、清涼飲料水等の飲料品及び酒類の製造及び販売
- (6) 医療、健康及び美容に関する文化教室等の運営及び通信教育
- (7) 医薬品、医薬部外品及び衛生用品の企画、研究開発、臨床協力、管理、製造、輸出入、販売及びその仲介
- (8) 医療器具、用具の企画、研究開発、臨床協力、管理、製造、輸入、販売及びその仲介
- (9) 薬局の経営
- (10) インターネットを利用したショッピングモールその他新規ビジネスの企画・運営管理及び情報検索代行サービス、コンピュータネットワークを利用した物品販売、マーケティング並びに代金決済システムの企画開発、販売及び保守
- (11) インターネットサイト及びそのコンテンツに関する企画、デザイン、開発、制作、管理及び運営並びにこれらの受託
- (12) 知的財産権の企画、取得、販売、貸与、使用許諾並びに仲介
- (13) 前各号に付随関連する一切の事業

2. 当社は、前項各号の事業及び前項各号に付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条

当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(公告方法)

第4条

当社の公告は、官報に掲載してする。

(機関)

第5条

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条

当社の発行可能株式の総数は、800株とする。

(株券の不発行)

第7条

当社は、株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条

当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

2. ただし、当会社の株主が当該株式を譲渡により取得した場合には、会社法第136条又は第137条第1項の承認をしたものとみなす。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第9条

当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条

当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条

当会社の株式につき質権の登録又は当事者が信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第12条

前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出等)

第13条

当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じた場合も、同様とする。

2. 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

(基準日)

第14条

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第15条

定時株主総会は毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。

(招集手続)

第16条

株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2. 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(招集権者及び議長)

第17条

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第18条

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(株主総会の決議等の省略)

第19条

取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2. 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第21条

株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 株主総会の議事録は、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第22条

当社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任)

第23条

取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第24条

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条

当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第26条

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第27条

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第28条

取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会決議の省略)

第29条

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第30条

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬)

第31条

取締役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第32条

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任について、その取締役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の限度内でこれを免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める金額の合計額とする。

第5章 監査役

(監査役の数)

第33条

当社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の監査)

第34条

監査役は、取締役の職務の執行を監査する。

(監査役の選任)

第35条

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(監査役の任期)

第36条

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬)

第37条

監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第38条

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任について、その監査役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の限度内でこれを免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める金額の合計額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第39条

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当金及び中間配当金)

第40条

当社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

2. 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当（会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当をいう。）を行うことができる。

(利益配当金及び中間配当金の除斥期間)

第41条

期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附則

第1条

当会社の最初の事業年度は、設立の日から平成29年3月31日までとする。

第2条

当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役 瀬戸健

第3条

本附則は、当会社の最初の事業年度に関する定時株主総会の終結の時をもって削除する。

- 3 会社法施行規則第205条各号に定める内容の概要
- (1) 新設分割に際して交付する新設分割設立会社の株式の数並びに資本金及び準備金の額に関する定め相当性に関する事項
新設分割設立会社が発行する株式の数については、新設分割が単独新設分割であることから、割り当てられる株式数によって当社と新設分割設立会社との間の実質的な権利関係に差異が生じることはなく、これを任意に定めることができると認められるところ、新設分割設立会社の資本金の額を考慮した結果、新設分割に際して、新設分割設立会社が株式200株を発行し、新設分割により当社から承継する権利義務に代えて、当該発行株式のすべてを、当社に割り当て交付することが相当であると判断しました。
- (2) 新設分割設立会社の資本金及び準備金の額に関する定め相当性に関する事項
新設分割設立会社の資本金及び準備金の額については、会社計算規則の規定に従い、承継される権利義務の内容、新設分割設立会社の事業内容及び事業規模に応じ、資本金10百万円、資本準備金0円とすることが相当であると判断しました。
- (3) 新設分割会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の発生について
該当事項はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 第2号議案「持株会社体制への移行に伴う新設分割計画承認の件」に記載のとおり、当社は、平成28年7月1日付で新設分割による持株会社体制への移行を予定しております。これに伴い、現行定款第1条（商号）及び第2条（目的）を変更するものであります。なお、これらの変更につきましては、第2号議案「持株会社体制への移行に伴う新設分割計画承認の件」が原案どおり承認可決されること、及び本会社分割の効力がいずれも発生することを条件として、その効力が生じるものであります。
- (2) 当社は、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化を図るため、監査役会設置会社から、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、「改正会社法」といいます。）により創設された「監査等委員会設置会社」に移行することといたしたいと存じます。
これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、経営の効率性を高め、権限委譲による迅速な意思決定を可能とするための取締役への権限委任に関する規定の新設その他の所要の変更をするため、定款の一部を変更するものであります。
- (3) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されております。取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、定款の一部を変更するものであります。なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) グループ各社の事業展開に対応するため、現行定款第2条（目的）に定める目的の一部を変更するものであります。
- (5) その他、上記の変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。
上記（1）以外の定款の変更に係る決議の効力は、本株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（変更箇所は下線で示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、<u>健康コーポレーション株式会社</u>と称し、英文では<u>Kenkou Corporation, Inc.</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(13) (条文省略) (14)印刷業並びに書籍類その他の印刷物の企画、制作、編集、翻訳、出版及び販売</p> <p>(15)～(53) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(54)内装工事業</p> <p>(55)～(62) (条文省略) (63)不動産の売買、賃貸、管理並びに運営</p> <p>(64)～(67) (条文省略) (68)株式保有による事業活動の支配管理 (69)前号各に付随関連する一切の事業</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、RIZAPグループ株式会社と称し、英文ではRIZAP GROUP, Inc.と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社その他の法人等の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理及び経営支援を行うことを目的とする。</p> <p>(1)～(13) (現行どおり) (14)印刷業並びに書籍類その他の印刷物の企画、制作、編集、翻訳、出版、販売及び委託販売</p> <p>(15)～(53) (現行どおり)</p> <p>(54)建築工事業 (55)建設工事の請負 (56)地域開発、都市開発、環境整備その他建設に関する事業 (57)庁舎、教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設その他公共施設等の企画、建設、保有、維持管理及び運営 (58)外壁、屋根工事業 (59)発電事業及びその管理・運営並びに電気の売買に関する事業 (60)住宅のリフォーム、内装工事業 (61)建設資材の販売 (62)建築設計業務 (63)～(70) (現行どおり) (71)不動産の売買、交換、賃貸及びその仲介並びに所有、管理、運営及び利用 (72)～(75) (現行どおり) (削 除) (76)前号各に付随関連する一切の事業</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条～第4条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第6条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第3条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査等委員会 (削 除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第6条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、9名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役を選定することができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第25条～第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬) 第28条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会は、その決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役を選定することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務の執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬) 第29条 取締役の報酬は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第29条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める金額の合計額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第30条 <u>当社の監査役は、3名以上とする。</u></p> <p>(監査役の監査) 第31条 <u>監査役は、取締役の職務の執行を監査する。</u></p> <p>(監査役の選任) 第32条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める金額の合計額とする。</p> <p>(削 除) (削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集通知) <u>第35条</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の決議の方法) <u>第36条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p>(監査役会規程) <u>第37条</u> 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削 除)
<p>(監査役の報酬) <u>第38条</u> 監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	(削 除)
<p>(監査役の責任免除) <u>第39条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任について、その監査役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の限度内でこれを免除することができる。</p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める金額の合計額とする。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 会計監査人 第40条～第41条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。</p> <p>第43条～第45条 (条文省略)</p>	<p>第5章 監査等委員会 (常勤の監査等委員) 第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法) 第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会規程) 第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 会計監査人 第35条～第36条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。</p> <p>第38条～第40条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 当社は、会社法第426条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第 1 項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任について、その監査役が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の限度内でこれを免除することができる。</p> <p>第 2 条 定款第 1 条（商号）及び第 2 条（目的）の変更は、平成28年6月20日開催の定時株主総会で承認可決された新設分割設立会社の成立日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は効力発生日の経過をもって削除する。</p>

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（6名）は任期満了により退任となり、また、当社は第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決された場合、監査等委員会設置会社となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
1	せ と たけし 瀬 戸 健 昭和53年5月1日生	<p>平成14年7月 個人事業主としてパソコン教材の販売代行を行う。</p> <p>平成15年4月 当社設立 代表取締役社長（現任）</p> <p>平成19年3月 株式会社ジャパングャルズ取締役</p> <p>平成19年7月 株式会社弘乳舎取締役</p> <p>平成19年9月 当社から分割により旧健康コーポレーション株式会社を設立、代表取締役</p> <p>平成23年12月 株式会社アスティ（現 株式会社ジャパングャルズSC）取締役</p> <p>平成24年2月 グローバルメディカル研究所株式会社（現 RIZAP株式会社）代表取締役（現任）</p> <p>平成24年3月 エムシーソー株式会社取締役</p> <p>平成24年3月 ITグループ株式会社取締役</p> <p>平成24年4月 株式会社エンジェリーベ取締役</p> <p>平成24年9月 同社代表取締役（現任）</p> <p>平成24年9月 株式会社アスティ（現 株式会社ジャパングャルズSC）代表取締役</p> <p>平成25年4月 株式会社JG Beauty（現 株式会社ジャパングャルズSC）代表取締役</p> <p>平成25年8月 日本リレント化粧品株式会社代表取締役</p> <p>平成25年8月 健康フードサービス株式会社（現 RIZAPイノベーションズ株式会社）代表取締役（現任）</p> <p>平成25年9月 株式会社アイデアインターナショナル取締役（現任）</p> <p>平成25年9月 株式会社馬里邑取締役</p> <p>平成26年2月 株式会社ゲオディノス（現 SDエンターテイメント株式会社）取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） RIZAP株式会社代表取締役 株式会社エンジェリーベ代表取締役 RIZAPイノベーションズ株式会社代表取締役 株式会社アイデアインターナショナル取締役 SDエンターテイメント株式会社取締役</p>	37,514,350

候補者 番号	氏 名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
2	か とう たけ お 加 藤 健 生 昭和38年11月26日生	昭和62年 4 月 株式会社リクルート入社 平成 7 年 7 月 株式会社ハナマサ入社 平成15年 2 月 株式会社エスネットワークス入社 平成18年 7 月 同社監査役 平成20年 4 月 株式会社フラグシップ取締役 平成20年12月 当社取締役 (現任) 平成21年 4 月 株式会社フラグシップAM取締役 平成23年 5 月 株式会社弘乳舎取締役 平成23年12月 株式会社アスティ (現 株式会社ジャパン ギャルズSC) 取締役 (現任) 平成24年 2 月 ミウ・コスメティックス株式会社取締役 平成25年 9 月 株式会社イデアインターナショナル取締役 (現任) 平成26年 7 月 株式会社アンティローザ取締役 (現任) 平成28年 2 月 株式会社タツミプランニング取締役 (現 任) (当社における担当) 経理財務部管掌 (重要な兼職の状況) 株式会社ジャパングャルズSC取締役 株式会社イデアインターナショナル取締役 株式会社アンティローザ取締役 株式会社タツミプランニング取締役	109,253

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
3	<p style="text-align: center;">こうざいてつ お 香西 哲雄 昭和38年12月13日生</p>	<p>昭和元年5月 株式会社エスポ入社 平成7年11月 株式会社富士エフ・ピー入社 平成12年4月 ザクソン株式会社入社 平成13年6月 同社取締役 平成16年10月 株式会社ジャパングールズ代表取締役 平成20年7月 当社経営企画部長 平成20年10月 株式会社弘乳舎取締役 平成21年6月 当社取締役（現任） 平成21年6月 旧健康コーポレーション株式会社取締役 平成24年3月 エムシーツー株式会社取締役 平成24年3月 ITグループ株式会社取締役 平成24年4月 株式会社エンジェリーベ取締役（現任） 平成25年9月 株式会社馬里邑取締役（現任） 平成25年11月 日本リレント化粧品株式会社取締役 平成26年2月 株式会社ゲオディノス（現 SDエンターテ イメント株式会社）取締役（現任） 平成26年8月 株式会社Xio監査役（現任） 平成26年12月 株式会社エーエーディ取締役 平成27年7月 北斗印刷株式会社取締役（現任） 平成28年2月 株式会社タツミプランニング取締役（現 任） 平成28年4月 株式会社日本文芸社監査役（現任） 平成28年4月 株式会社三鈴取締役（現任） (当社における担当) 管理部管掌 (重要な兼職の状況) 株式会社エンジェリーベ取締役 株式会社馬里邑取締役 SDエンターテイメント株式会社取締役 北斗印刷株式会社取締役 株式会社Xio監査役 株式会社タツミプランニング取締役 株式会社日本文芸社監査役 株式会社三鈴取締役</p>	139,619

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
4	<p style="text-align: center;">もり まさと 森 正人 昭和29年11月18日生</p>	<p>昭和54年4月 住友化学工業株式会社入社 昭和57年4月 株式会社マックス入社 平成5年10月 同社取締役 平成14年7月 株式会社富士薬品入社 平成16年1月 カルフル・ジャパン株式会社入社 平成17年1月 株式会社ライダーズ・サポート・カンパニー入社 平成17年3月 同社代表取締役 平成20年8月 当社事業推進部長 平成21年3月 株式会社弘乳舎監査役 平成21年6月 当社取締役（現任） 平成21年6月 旧健康コーポレーション株式会社取締役 平成21年9月 株式会社ジャパングヤルズ取締役 平成23年12月 ミウ・コスメティックス株式会社代表取締役 平成25年9月 株式会社イデアインターナショナル取締役 平成26年9月 株式会社イデアインターナショナル代表取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社イデアインターナショナル代表取締役</p>	212,716

候補者 番号	氏 名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
5	あたらし まさ み 新 将 命 昭和11年9月13日生	昭和34年4月 シェル石油株式会社入社 昭和44年4月 日本コカ・コーラ株式会社入社 昭和53年4月 ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社 入社 昭和57年3月 同社代表取締役社長 平成2年5月 株式会社国際ビジネスブレイン設立 代表 取締役(現任) 平成4年4月 日本サラ・リー株式会社 代表取締役社長 平成6年1月 サラ・リーコーポレーション(米国総本 社) 副社長 平成7年9月 日本フィリップス株式会社代表取締役副社 長 平成11年4月 株式会社日本ホールマーク代表取締役社長 平成12年4月 株式会社グローバル・リンケージ取締役 (現任) 平成15年4月 住友商事株式会社 アドバイザリーボード メンバー 平成15年4月 株式会社イースクエア取締役(現任) 平成21年4月 株式会社セルムグループ・ホールディング ス アドバイザリーボード(現任) 平成22年8月 旧健康コーポレーション株式会社取締役 平成23年6月 当社取締役(現任) 平成26年6月 株式会社ティーガイア取締役(現任) 平成28年1月 小林産業株式会社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社国際ビジネスブレイン代表取締役 株式会社グローバル・リンケージ取締役 株式会社イースクエア取締役 株式会社ティーガイア取締役 小林産業株式会社取締役	277,524

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
6	いわもと しんじ 岩本 眞二 昭和37年9月12日生	<p>昭和62年4月 ニチメン株式会社（現双日株式会社）入社 平成13年10月 ニチメンメディア株式会社代表取締役社長 平成16年1月 スタイルライフ株式会社代表取締役社長 平成20年8月 株式会社ハイマックス代表取締役社長 平成25年4月 株式会社AXES取締役社長 平成25年12月 株式会社エンジェリーベ取締役副社長 平成26年2月 株式会社馬里邑取締役副社長（現任） 平成26年11月 株式会社エンジェリーベ代表取締役社長（現任）</p> <p>平成27年3月 夢展望株式会社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社エンジェリーベ代表取締役社長 株式会社馬里邑取締役副社長 夢展望株式会社取締役</p>	2,488
7	かく たけよし 加来 武宜 昭和56年3月10日生	<p>平成17年4月 司法研修所入所 平成18年10月 司法研修所終了 平成18年10月 弁護士法人中央総合法律事務所入所 平成21年10月 金融庁検査局総務課 金融証券検査官任官 平成22年4月 証券取引等監視委員会 平成23年6月 金融庁退官（任期満了） 平成23年9月 ポストン・コンサルティング・グループ入社 平成26年2月 当社経営企画部部長（現任） 平成26年5月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 平成26年6月 株式会社DropWave（現株式会社Xio）取締役（現任） 平成27年10月 RIZAP株式会社取締役（現任） 平成28年1月 RIZAPイノベーションズ株式会社取締役（現任） 平成28年2月 株式会社タツミプランニング取締役（現任） （当社における担当） 経営企画部管掌 （重要な兼職の状況） RIZAP株式会社取締役 RIZAPイノベーションズ株式会社取締役 株式会社Xio取締役 株式会社タツミプランニング取締役</p>	29,191

- (注) 1. 所有株式数については、役員持株会を通じて候補者が実質的に所有する株式数も含まれます。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、平成24年1月1日付で旧健康コーポレーション株式会社を吸収合併した上、同日付で健康コーポレーション株式会社に商号変更しております。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとします。なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
1	おおたに しょうじ 大谷 章二 昭和24年1月1日生	昭和46年4月 イトキン株式会社入社 平成5年4月 ムーンバット株式会社入社 平成9年11月 アールビバン株式会社入社 平成13年6月 同社取締役 平成16年6月 株式会社イーピクチャーズ取締役 平成18年3月 ジュネックス株式会社監査役 平成19年2月 株式会社e・ジュネックス監査役 平成20年6月 アールビバン株式会社監査役 平成21年6月 当社監査役(現任) 平成22年2月 旧健康コーポレーション株式会社監査役 平成22年2月 株式会社ジャパングャルズ監査役(現任) 平成23年12月 株式会社アスティ(現 株式会社ジャパングャルズSC) 監査役(現任) 平成24年3月 エムシーツー株式会社監査役 平成24年3月 ITグループ株式会社監査役 平成24年4月 株式会社エンジェリーベ監査役(現任) 平成24年12月 グローバルメディカル研究所株式会社(現 RIZAP株式会社) 監査役(現任) 平成25年4月 株式会社JG Beauty監査役 平成25年9月 株式会社馬里邑監査役(現任) 平成26年7月 株式会社アンティローザ監査役(現任) 平成28年2月 株式会社タツミプランニング監査役(現任) 平成28年4月 株式会社三鈴監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ジャパングャルズ監査役 株式会社ジャパングャルズSC監査役 株式会社エンジェリーベ監査役 RIZAP株式会社監査役 株式会社馬里邑監査役 株式会社アンティローザ監査役 株式会社タツミプランニング監査役 株式会社三鈴監査役	14,082

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
2	ちかだ なおひろ 近田直裕 昭和44年12月19日生	平成4年4月 中央新光監査法人入所 平成7年4月 公認会計士登録 平成16年7月 中央青山監査法人社員 平成18年8月 近田公認会計士事務所開業 所長(現任) 平成21年6月 興亜監査法人代表社員(現任) 平成23年6月 当社監査役(現任) 平成26年6月 ミウ・コスメティックス株式会社監査役 平成26年12月 株式会社エーエーデイ監査役 (重要な兼職の状況) 近田公認会計士事務所所長 興亜監査法人代表社員	1,041
3	よしだ よしひろ 吉田桂公 昭和54年6月15日生	平成14年11月 司法試験合格 平成16年10月 弁護士登録 平成18年4月 のぞみ総合法律事務所入所 平成19年4月 日本銀行決済機構局へ出向 平成21年4月 金融庁検査局へ出向 平成21年4月 のぞみ総合法律事務所復帰 平成25年1月 のぞみ総合法律事務所パートナー就任 (重要な兼職の状況) のぞみ総合法律事務所パートナー	—

(注) 1. 所有株式数については、役員持株会を通じて候補者が実質的に所有する株式数も含まれます。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 大谷章二氏、近田直裕氏及び吉田桂公氏は社外取締役候補者であります。

4. 大谷章二氏、近田直裕氏及び吉田桂公氏を社外取締役とした理由は以下のとおりであります。

(1)大谷章二氏及び近田直裕氏につきましては、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結のときをもって、それぞれ7年及び5年であります。当社の事業内容等に精通しており、これまでの経験から企業活動に関する豊富な見識を有していることから、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

(2)吉田桂公氏につきましては、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、当社の経営監督機能をさらに強化するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

5. 社外取締役との責任限定契約

当社は、定款の規定に基づき、大谷章二氏及び近田直裕氏との間で社外監査役就任時に、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しております。本議案が承認された場合、当社は、大谷章二氏、近田直裕氏及び吉田桂公氏との間で会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

6. 当社は、大谷章二氏及び近田直裕氏を札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が承認された場合、当社は、大谷章二氏、近田直裕氏及び吉田桂公氏を独立役員として届け出る予定であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成17年6月29日開催の定時株主総会において年額3億円以内とする旨のご承認をいただき現在に至っておりますが、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を年額3億円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

現在の取締役は6名ありますが、第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名となります。

本議案に係る決議の効力は、第3号議案に係る定款変更のうち、監査等委員及び監査等委員会に関する定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を年額3千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第3号議案及び第5号議案が原案どおり承認可決されますと監査等委員である取締役は3名となります。

本議案に係る決議の効力は、第3号議案に係る定款変更のうち、監査等委員及び監査等委員会に関する定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとします。

以 上

株主総会会場ご案内図

開催
日時

平成28年6月20日（月曜日）午前10時

開催
場所

東京都新宿区西新宿2丁目7番2号
ハイアットリージェンシー 東京
地下1階「センチュールーム」



交通の
ご案内

都営地下鉄大江戸線

都庁前駅

A7出口 より徒歩約 3分

小田急線・JR線・京王線

新宿駅

西口 より徒歩約12分

東京メトロ丸ノ内線

西新宿駅

2番出口 より徒歩約 7分

駐車場・駐輪場の用意はしておりませんので、お車等でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。